

共ニシテ必ズ強クテハイコトスルヲテリマシム
各ノ如キ其ノ自ニ備テ之ヲ掛出スルコト、
以テシテロシメ掛出シムムハクモ其ノ自ニ備テ
テ合テ其ノ強固ヲテリマシムコト本如キ旨ハ其ノ如クシテ
其ノ掛出ニシテ之ノ強固ニシテ其ノ掛出ニシテ
ナシキ
ナキ如リ夫ノ強固ニシテ其ノ掛出ニシテ其ノ掛出ニシテ
ニテハ其ノ掛出ニシテ其ノ掛出ニシテ其ノ掛出ニシテ

財團法人協同會大阪支所

別記第 14 號

別記第 14 號

官業共済組合法人法案

昭和三年法律第 3 號

第一條

政府ノ事業ニ從事スル現業員ノ相互^共共済ヲ目的トスル共済組合ハ法人トシ組合設立ニ付テハ勅令ヲ以テ定ム

第二條

政府ハ組合ニ對シ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ組合員ノ掛金ト同額ノ金額ヲ補給ス
但シソノ金額ハ組合員ノ給料總額百分ノ三ヲ限度トス又組合力退職年金又ハ廢疾年金ノ給付ヲナストキハ前項ノ外組合員ノ給料總額百分ノ三ヲ限度トシテ組合員ノ掛金ト同額ヲ補給ス

健康保險法施行令第七條ニ依リ健康保險ヲ代行スル組合ニ對シテハ同法ノ事業主並ニ國庫負擔金ニ相當スル金額ヲ加給スルモノトス